

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が國の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されます**（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受け入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。**

（※）特定産業分野（特定技能制度の受け入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針を策定**する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。
分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受け入れ見込数を設定**し、これを**受け入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや受入環境整備の取組

- ・送出国と二国間取決め（MOU）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認めること**などにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

技能レベル

高

- (就労開始までに)
- 日本語能力A 1相当以上の試験（日本語能力試験（J L P T）のN 5等）**合格**
 - or
 - それに相当する**日本語講習の受講**

- 技能検定基礎級等 +
 - 日本語試験（A 1相当以上の水準から特定技能 1号移行時に必要な日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定）
- ⇒これらの試験への合格が**本人意向の転籍の条件**

- 技能検定試験 3級や**特定技能 1号評価試験** +
 - 日本語能力 A 2相当以上の試験（J L P T のN 4等）
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能 1号で入国することも可。

- **特定技能 2号評価試験** +
- 日本語能力 B 1相当以上の試験（J L P T のN 3等）

**育成就労
(3年間)
(注1)**

受け入れの範囲：育成就労産業分野
(注2)

**特定技能 1号
(5年間)**

**特定技能 2号
(制限なし)**

(注1) 特定技能 1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

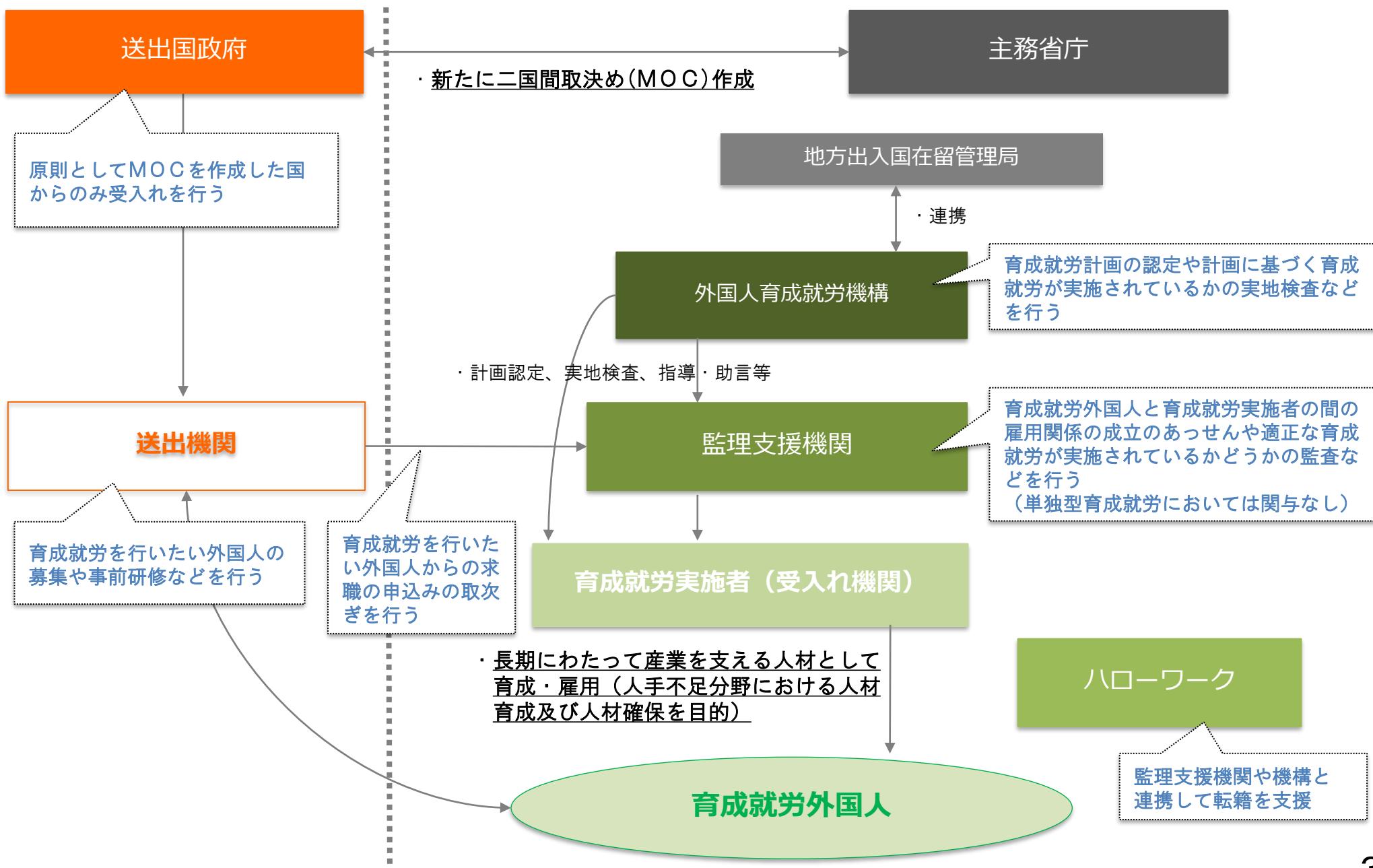
(注2) 育成就労制度の受け入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受け入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成労制度の関係機関のイメージ



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

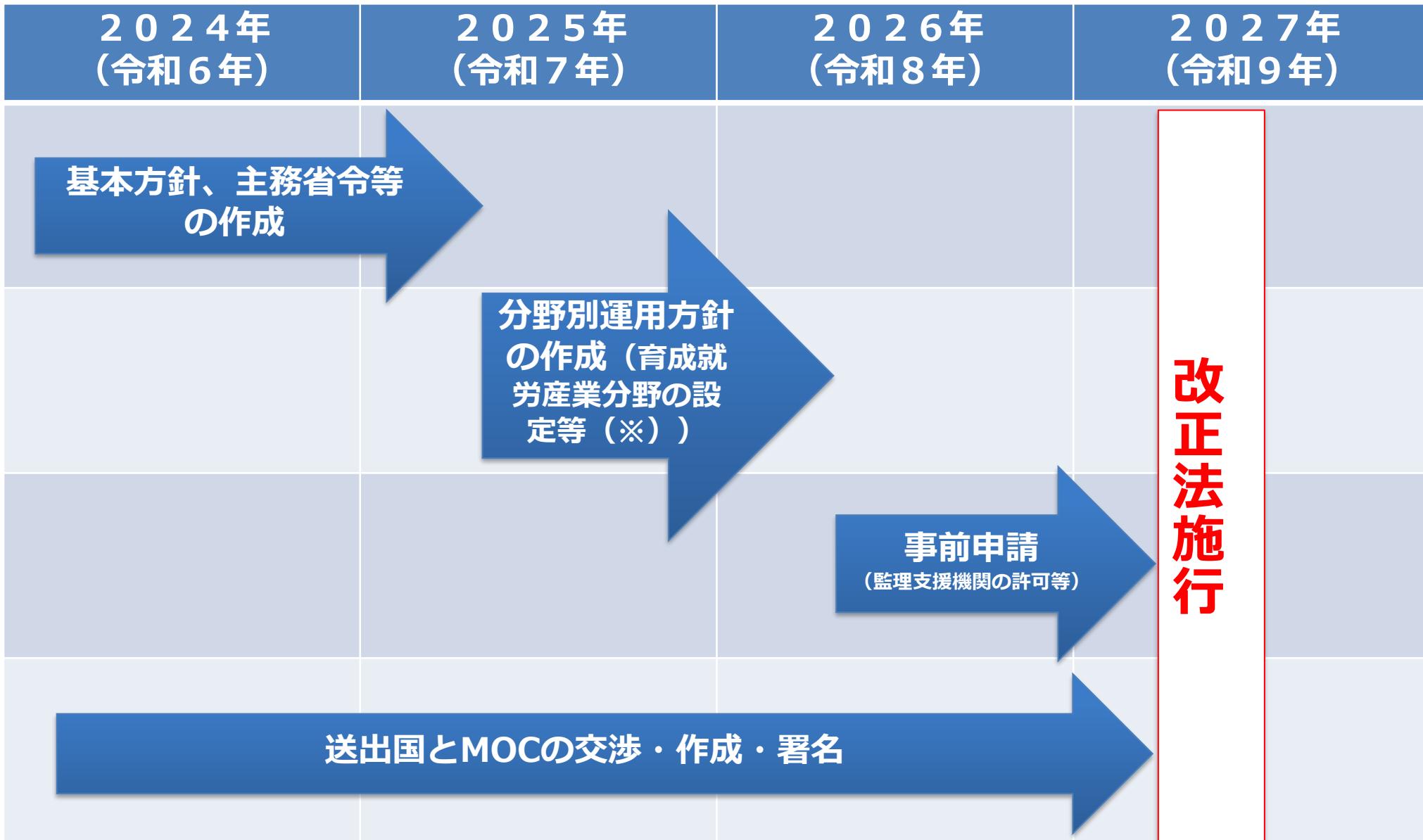


施行までのスケジュール（予定）



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

ひと、くらし、みらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます（注1）**。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません。**

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。

